

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 小鹿野影森停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡小鹿野町下小鹿野字北扶桑ヶ原 二一五番一地先から同郡同町下小鹿 野字北扶桑ヶ原二一四番一地先まで		区 間
一一・六三〇・一三・三六	八・六八〇・一〇・四〇	敷地の幅員 (メートル)
四七・六二	四二・八六	延長 (メートル)
		備 考